

管理者各位

神戸市福祉局監査指導部長

**サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）実践研修の受講に係る
実務経験（OJT）を短縮する特例に関する届出について**

平素より本市の障害福祉行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系について、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とすることが認められています。

上記の届出に関して、今後、本市では以下のとおり取扱うこととしますので、事業者におかれましては、適切に対応いただきますようお願いいたします。

届出期限は、OJT開始後10日以内とします。期限までに提出がなかった場合は、届出の受理日をOJT開始日とみなしますので、ご注意ください。

記

1 本市への届出（以下の書類を郵送で提出してください）

(1) 提出書類

	様式名	補足事項
1	兵庫県サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書（参考様式19-1）※変更あり	・記入例参照
2	経歴書（参考様式3）	
3	実務経験証明書（参考様式5）	・基礎研修受講開始前までに実務経験要件を満たしていること ・証明する法人の押印が必要
4	研修修了証の写し ・サービス管理責任者等基礎研修修了証 ・相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)	
5	(有資格者) 資格証の写し	サービス管理責任者の実務経験が3～5年、児童発達支援管理責任者の実務経験が5年の場合に添付が必要
6	勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）	OJT業務を開始した月のもの
7	返信用封筒（受付印を押した届出写しの返却用）	返信宛先記入・切手を貼付。

様式のダウンロードはこちら：

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/jissenkensyutodoke.html>

(2) 提出期限

OJT業務開始後10日以内

※ 本事務連絡を发出前に、既にOJT業務を開始している場合は、遡及して要件を確認しますので、令和7年6月30日までに提出してください。

(3) 注意事項

令和7年7月1日以降、提出期限までに提出がなかった場合は、届出の受理日をOJT開始日とみなします。OJT業務開始時期の遡及は認めません。

【担当】 障害福祉サービス指定担当